

署名を収集される皆様へ

署名収集者となることができるのは請求代表者とその受任者に限られます！

○署名収集者となることができるのは、請求代表者とその受任者 (※1) 裏面参照 に限られており、それ以外の方が署名を収集することはできません。

○受任者は、投票資格者 (※2) 裏面参照 でなければなりません。

○請求代表者及び受任者は、投票資格者の署名しか収集することはできません。

○署名を収集する場合は、定められた構成 (※3) 裏面参照 の署名簿を付し、投票資格者に対し署名収集者の名前、住民投票の実施請求の主旨、署名が縦覧されること等を説明の上、署名収集をしなければなりません。

○署名収集者ごとに署名簿を作成しなければなりません。

署名が無効となる事例

受任者が署名収集委任状の綴られていない署名簿を用いて、署名を収集していた。

署名収集の方法には制限があります！

○署名収集は、署名収集者が、直接、署名させなければなりません。したがって、戸別訪問や街頭での署名収集は可能ですが、郵便や回覧による署名収集はできません。

○署名は、本人にさせなければなりません。

○代筆をするには、投票資格者が、心身の故障等（指先や腕の疾病、失明等により自署または点字による記載が困難な場合）により署名をすることができない場合でなければなりません。（署名収集者は、代筆者となることはできません。）

※その他、宍粟市住民投票条例、宍粟市住民投票条例施行規則及び宍粟市住民投票条例逐条解説書に従って、署名収集してください。

(※1) 請求代表者と受任者とは？

請求代表者：住民投票の実施を請求しようとする代表者。

受任者：請求代表者から署名収集の委任を受けた者。

(宍粟市住民投票条例第7条、第8条及び宍粟市住民投票条例逐条解説書より)

(※2) 住民投票の投票資格者とは？

年齢満 18 歳以上の日本国籍を有する者又は定住外国人（特別永住者・永住者）で、その者に係る宍粟市の住民票が作成された日から引き続き3か月以上、宍粟市の住民基本台帳に記録されている者

特別永住者：第二次世界大戦以前から日本に住み、戦後に日本国籍を離脱した後も引き続き日本に在留している台湾、朝鮮半島出身者とその子孫。

永住者：素行善良、独立の生計を営むに足る資産等の所有、原則10年以上の日本在留等の一定の要件を満たし法務大臣から許可された外国人。

(宍粟市住民投票条例第3条より)

(※3) 署名簿の構成

- ① 署名簿表紙 → 付議事項が何であるのかを明記するとともに、署名簿ごとに通し番号を付番し、署名収集者氏名を明記すること。(規則様式第5号)
- ② 実施請求書 → 写しでも可(規則様式第1号)
- ③ 代表者証明書 → 写しでも可(規則様式第3号)
- ④ 署名収集委任状 → 原本に限る(規則様式第6号)
- ⑤ 署名用紙 → 1枚に10名分の署名欄(規則様式第5号)

※署名簿は署名収集者ごとに作成することとする。

※①から⑤までの順で綴ることとする。

※①の通し番号は、署名簿が10冊ある場合、「第1号」から「第10号」までとなる。

※④は受任者が対象となる。また、委任者（実施請求代表者）の押印が必要となる。

(規則とは、宍粟市住民投票条例施行規則を示しています。)

(宍粟市住民投票条例逐条解説書より)